

【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 令和4年6月30日                        |
| 【会社名】      | 田辺工業株式会社                         |
| 【英訳名】      | TANABE ENGINEERING CORPORATION   |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 四月朔日 義雄                  |
| 【本店の所在の場所】 | 新潟県上越市大字福田20番地                   |
| 【電話番号】     | 025(545)6500(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役兼上席執行役員管理部長 権守 勇一             |
| 【最寄りの連絡場所】 | 新潟県上越市大字福田20番地                   |
| 【電話番号】     | 025(545)6500(代表)                 |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役兼上席執行役員管理部長 権守 勇一             |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

当社は、令和4年6月28日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

令和4年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき33円 総額 353,130,228円

効力発生日

令和4年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、定款を変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、四月朔日義雄、水澤文雄、山口久行、権守勇一、横田猶一、野本直樹を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項               | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|--------------------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案<br>剰余金処分の件   | 81,028 | 1,383 | 1     | （注）1 | 可決 98.32       |
| 第2号議案<br>定款一部変更の件  | 81,893 | 519   | 0     | （注）2 | 可決 99.37       |
| 第3号議案<br>取締役6名選任の件 |        |       |       | （注）3 |                |
| 四月朔日 義雄            | 81,284 | 1,128 | 0     |      | 可決 98.63       |
| 水澤 文雄              | 80,794 | 1,618 | 0     |      | 可決 98.04       |
| 山口 久行              | 80,800 | 1,612 | 0     |      | 可決 98.04       |
| 権守 勇一              | 81,312 | 1,100 | 0     |      | 可決 98.67       |
| 横田 猶一              | 80,756 | 1,656 | 0     |      | 可決 97.99       |
| 野本 直樹              | 80,756 | 1,656 | 0     |      | 可決 97.99       |

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。